

第4章 自立した生活の実現と暮らしの安心確保

第1節 生活保護の適正化及び生活困窮者の自立支援の推進

1 生活保護制度の概要

生活保護制度^{*1}は、その利用し得る資産や能力その他あらゆるものを活用してもなお生活に困窮する方に対して、その困窮の程度に応じた必要な保護を行うことにより、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する制度であり、社会保障の最後のセーフティネットと言われている。

保護の種類には、生活扶助、住宅扶助、医療扶助等の8種類があり、それぞれ日常生活を送る上で必要となる食費や住居費、病気の治療費などについて、必要な限度で支給されている。

2 生活保護の現状

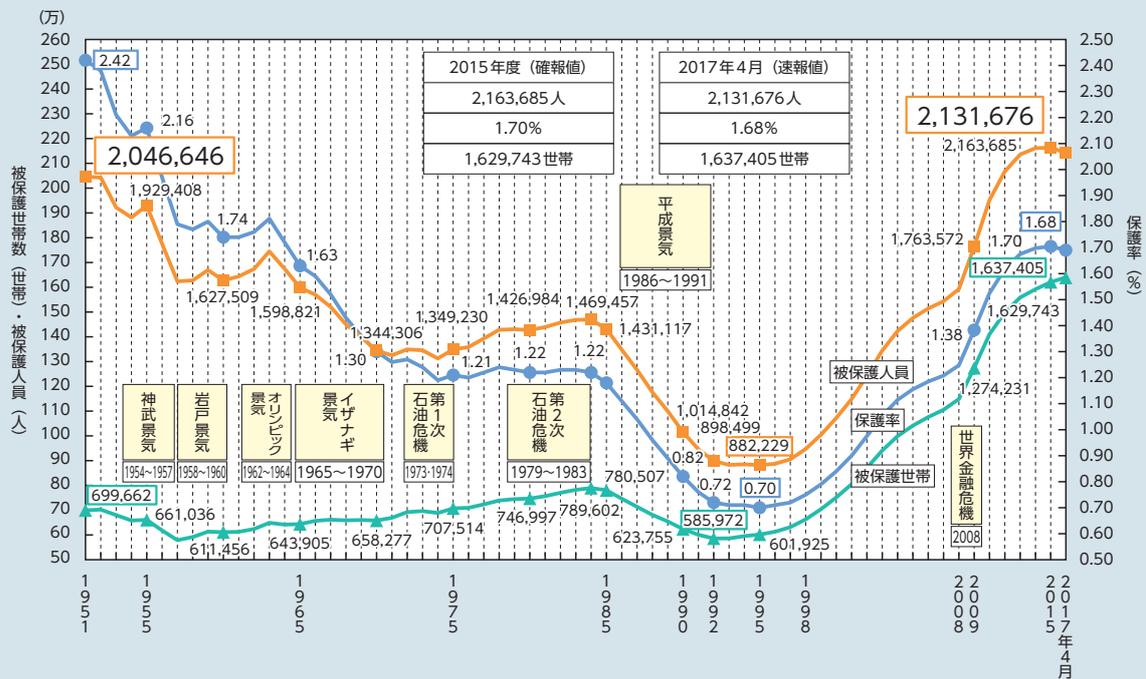
被保護者数は1995（平成7）年を底に増加し、2015（平成27）年3月に過去最高を記録したが、以降減少に転じ、2016（平成28）年1月には約214.4万人となり、ピーク時から約3万人減少している（[図表4-1-1](#)）。

世帯類型別の被保護世帯数の動向を見ると、高齢者世帯は社会全体の高齢化の進展と単身高齢世帯の増加を背景に増加傾向にあるが、高齢者世帯を除く世帯の数は最近では減少傾向が続いている（[図表4-1-2](#)）。

*1 生活保護制度の詳細を紹介したホームページ
厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/seikatuwego.html>

図表 4-1-1 被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移

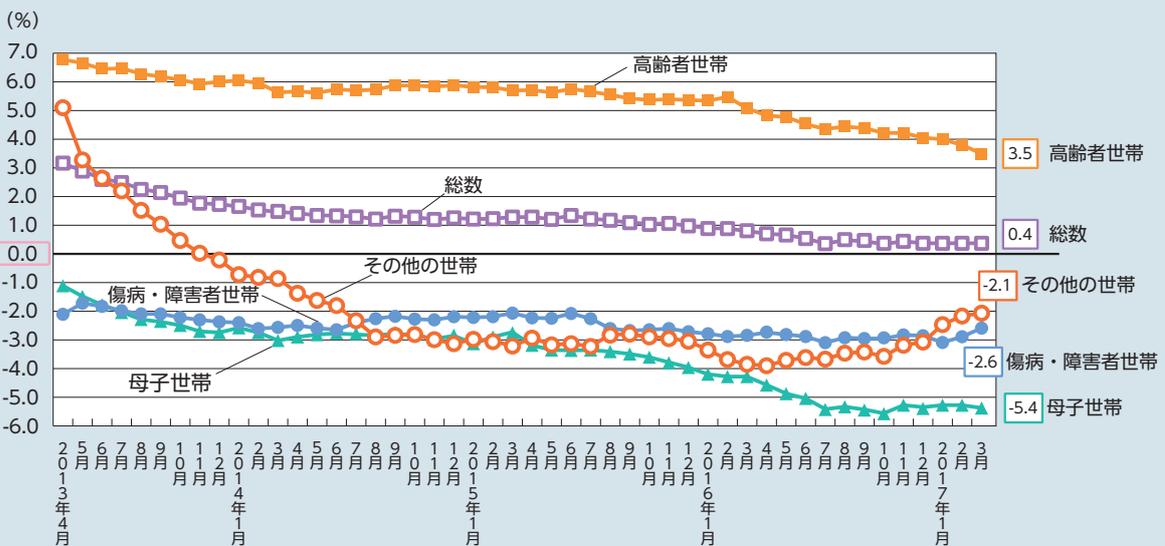
○生活保護受給者数は約214万人。平成27年3月をピークに減少に転じた。
 ○生活保護受給世帯数は約164万世帯。高齢者世帯の増加により、世帯全体は増加しているが、高齢者世帯以外の世帯については減少傾向が続いている。



資料：被保護者調査より厚生労働省社会・援護局保護課にて作成（平成24年3月以前の数値は福祉行政報告例）

図表 4-1-2 世帯類型別被保護世帯数の対前年同月伸び率の推移

○世帯類型別の対前年同月伸び率をみると、「高齢者世帯」は一貫してプラスとなっているが、「高齢者世帯」以外の世帯は、マイナスとなっている。



資料：被保護者調査 月次調査（速報値）

3 生活保護制度に係る取組み

(1) 生活保護制度の見直し

世界金融危機以降の被保護者の急増等を背景に、2013（平成25）年12月に成立した「生活保護法の一部を改正する法律」は、

- ①保護からの脱却を促すための給付金（就労自立給付金）の創設等による被保護者の自立の促進
- ②福祉事務所の調査権限の拡大や不正受給に係る罰則の引上げ等による不正・不適正受給対策の強化
- ③指定医療機関への監督体制の強化や後発医薬品の使用促進による医療扶助の適正化等を内容とするものである。2014（平成26）年7月の施行以降、各地方公共団体においては、就労に向けた個別支援や就労支援の連携体制の構築等を行う「被保護者就労支援事業」や後発医薬品の使用促進など、改正後の生活保護法に基づいた取組みが実施されている。

(2) 生活保護基準の見直し

食費や光熱費などの日常生活に必要な費用に対応する生活扶助基準については、低所得世帯の消費実態や物価動向を勘案し、適切な水準となるよう2013（平成25）年度から3年度にわたり段階的に見直しを行った。

また、家賃に対応する住宅扶助基準や冬季に増加する費用に対応する冬季加算についても、各地域における家賃や冬季に増加する光熱費支出の実態等を踏まえ、適切な水準となるよう2015（平成27）年度に見直しを行った。

4 生活困窮者自立支援制度について

2015（平成27）年4月1日に施行された「生活困窮者自立支援法」（平成25年法律第105号）は、福祉事務所を設置する地方自治体において、様々な課題を抱える生活困窮者に対し、以下の各種支援を実施するほか、地域のネットワークを構築し、生活困窮者の早期発見や包括的な支援につなげるものである。

- ①生活困窮者からの相談を受け、ニーズに応じた計画的・継続的な支援をコーディネートする「自立相談支援事業」
- ②離職により住居を失った者等に対し家賃相当額の給付を行う「住居確保給付金」
- ③生活リズムが崩れているなど就労に向け準備が必要な者に集中的な支援を行う「就労準備支援事業」（任意事業）
- ④緊急的・一時的に衣食住を提供する「一時生活支援事業」（任意事業）
- ⑤家計の再建に向けた支援を行う「家計相談支援事業」（任意事業）
- ⑥生活困窮家庭の子どもに対する「学習支援事業」（任意事業）

厚生労働省においては、支援の質の向上のため、相談支援員等の養成研修を実施するとともに、好事例の周知や全国会議の開催など、自治体における取組みを推進するため積極的な支援を行った。

また、生活困窮者等のうち生活や住宅に配慮を要する方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化に向けて、「福祉・住宅行政の連携強

化のための連絡協議会」を設置し、厚生労働省と国土交通省の関係局職員による情報共有や協議を行っている。

さらに、2017（平成29）年には、予算面において、就労準備支援事業における障害者等への就労支援のノウハウを活用した支援の充実、学習支援事業における教育機関との連携強化、家賃負担や連帯保証人の確保等の課題を抱える生活困窮者に対する居住支援の取組みの強化を図った。

今後は、法施行から3年を目途とした見直しに向け、「生活困窮者自立支援のあり方に関する論点整理」（平成29年3月17日生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会）を踏まえ、社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会において検討を行う。

第2節 地域共生社会の実現の推進

1 「我が事・丸ごと」の地域づくりについて

(1) 新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン

少子高齢化や核家族化の進行、人口減少、地域のつながりの希薄化など、現在、地域社会を取り巻く環境の変化もあり、国民の抱える福祉ニーズは多様化・複雑化している。

こうした中、厚生労働省は、2015（平成27）年9月に「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現—新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン—」（以下「福祉ビジョン」という。）を取りまとめた。

これは、高齢者、障害者、児童等といった別なく、地域に暮らす住民誰もがその人の状況に合った支援が受けられるという「全世代・全対象型の地域包括支援体制」を構築していくべきというこれからの福祉の方向性を示したものである。

本ビジョンにおいては、具体的には、

- (1) 新しい地域包括支援体制の構築
- (2) 効果的・効率的なサービス提供のための生産性向上
- (3) 総合的な人材の育成・確保

という3つの方向性を示している。

(2) ニッポン一億総活躍プラン

政府が2016（平成28）年6月に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」において、子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を提示し、

- ・小中学校区等の住民に身近な圏域における、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり
- ・市町村における、育児、介護、障害、貧困、さらには育児と介護に同時に直面する家庭など、世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める総合的な相談支援体制作り
- ・共助の活動への多様な担い手の参画と活動の活性化のための寄附文化の醸成に向けた

取組

などを進めることとした。

(3) 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部等について

「ニッポン一億総活躍プラン」を踏まえ、地域共生社会の実現に向けた検討を加速化させるため、厚生労働省では「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みや市町村による地域づくりの取組みの支援、「丸ごと」の総合相談支援の体制整備、対象者ごとに整備された「縦割り」の公的福祉サービスを「丸ごと」へと転換していくためのサービスや専門人材の養成課程の改革等について、省内の縦割りを排して部局横断的に幅広く検討を行うため、2016（平成28）年7月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部（以下「実現本部」という。）を設置した。

また、同年10月から、実現本部での検討に資するため、有識者や現場で先駆的な取組みを実践している方々から構成される「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）」を開催し、

- ・住民主体による地域課題の解決力強化・体制づくりの在り方
- ・包括的な相談支援体制の整備の在り方

等について検討を重ね、同年12月に、中間とりまとめを公表した。

中間とりまとめでは、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みや「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を進めるため、①住民に身近な圏域での「我が事・丸ごと」の地域づくり、②市町村における包括的な相談支援体制、③地域福祉計画等の法令上の取扱い、④自治体、国等の役割について示している。

(4) 社会福祉法の一部改正について

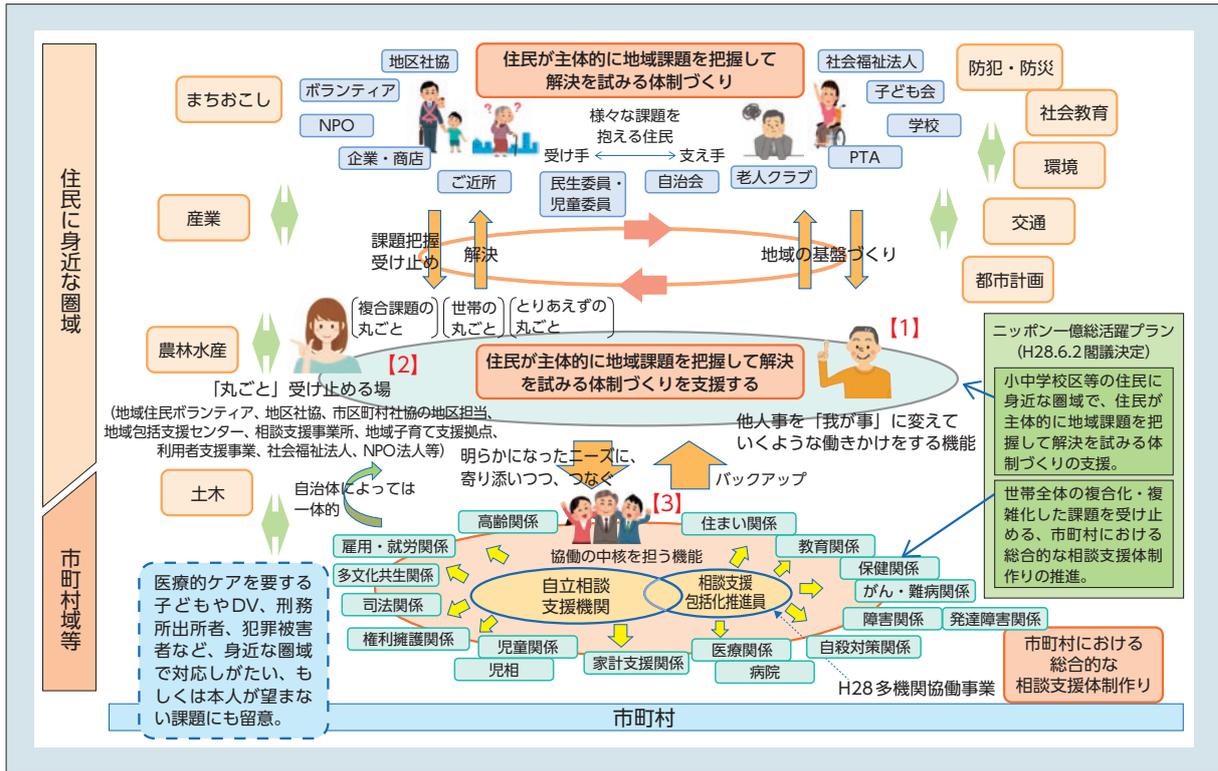
地域力強化検討会の中間とりまとめを踏まえ「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念及びこの理念を実現するために、市町村が包括的な支援体制を構築する役割を担うことを明確にするとともに、地域福祉計画を福祉各分野の共通事項を記載した上位計画として位置づけるための社会福祉法の一部改正を盛り込んだ「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」が5月に成立し、2018（平成30）年4月から施行される予定である。

(5) 「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けた取組み等の推進

新たな福祉ビジョンを受け、2016（平成28）年度より、市町村において、世帯全体の複合化・複雑化した課題を的確に捉え、分野別の相談支援体制と連動して対応することができる総合的な相談支援体制を構築するとともに、ボランティアなどとも協働し、地域に不足する社会資源を創出するなどの取組みをモデル的に実施するため、多機関の協働による包括的支援体制構築事業を開始している。

2017（平成29）年度においては、多機関の協働による包括的支援体制構築事業に加え、「ニッポン一億総活躍プラン」に提唱された地域共生社会の実現を確実なものとするために、新たに住民に身近な圏域の単位で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援する事業を実施することとしている。（図表4-2-1）

図表 4-2-1 地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



第4章 自立した生活の実現と暮らしの安心確保

また、24時間365日つながる電話相談窓口を設置し、電話による相談を受けて様々な悩みを傾聴するとともに、必要に応じ面接相談や同行支援を実施して具体的な問題解決につながる相談支援事業を2011（平成23）年度から行っている。

このほか、東日本大震災や平成28年（2016年）熊本地震の影響により、仮設住宅等での避難生活を余儀なくされている被災者に対して、孤立防止のための見守りや日常生活上の相談支援など、その安定的な日常生活を確保するための支援を行う「被災者見守り・相談支援事業」や、ひきこもりが社会問題化する中で、2009（平成21）年度から、ひきこもりの状態にある本人や家族の方が、地域の中で最初にどこに相談すべきかを明確にすることで支援に結びつきやすくすることを目的として、都道府県・指定都市において「ひきこもり地域支援センター」による支援などの取組みも進めている。

2 消費生活協同組合について

消費生活協同組合（生協）については、1948（昭和23）年に「消費生活協同組合法」として法制化され、主に組合員に対して、食料品や雑貨などの販売、食堂などの施設の運営、生命共済などの各種共済、医療事業や福祉事業などを行っている。制度の発足以降、生協数や組合員数^{*2}は大きく増加し、2016（平成28）年3月31日現在で生協数は976組合、組合員数は延べ6,663万人に達している。

2007（平成19）年に、生協を取り巻く環境や国民の要請の変化に対応するべく、共済事業における契約者保護、経営・責任体制の強化等を内容とした法の改正が行われ、2008（平成20）年から施行されている。

また、災害時に、生協が避難者に対して物品供給を行うことを可能とする要件を拡大す

*2 組合数・組合員数は、平成28年度消費生活協同組合（連合会）実態調査に対する回答に基づく。

ること等とする「消費生活協同組合法施行規則」の改正が行われ、2013（平成25）年から施行されている。

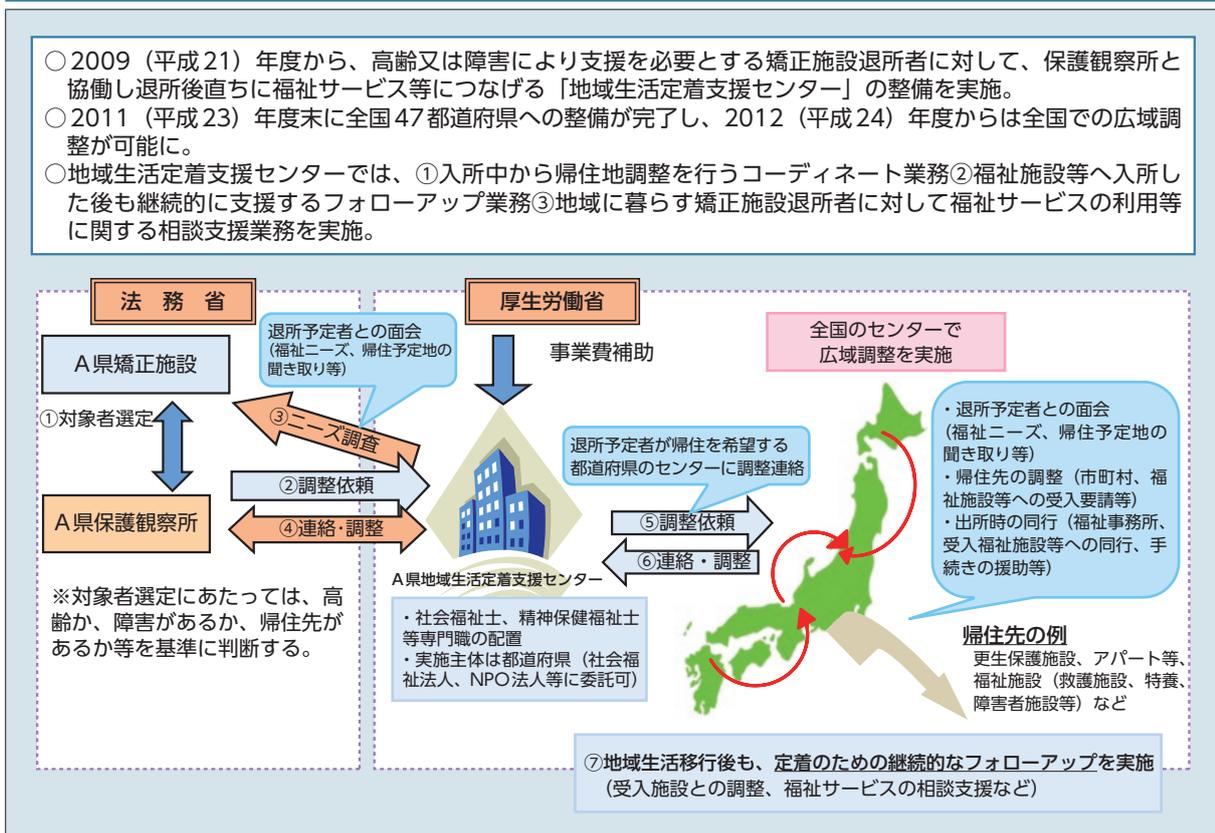
3 地域生活定着促進事業の実施について

刑又は保護処分の実行のため矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所及び少年院）に収容されている人のうち、高齢又は障害のため釈放後直ちに福祉サービス（例えば、障害者手帳の発給や施設への入所等）を受ける必要があるものの釈放後の行き場のない人等は、釈放後に必要な福祉サービスを受けることが困難である。

そのため、厚生労働省では、2009（平成21）年度から「地域生活定着支援事業（現在は地域生活定着促進事業）」を開始した。

本事業では、各都道府県の地域生活定着支援センター（全国48か所）が、矯正施設収容中から、矯正施設や保護観察所、既存の福祉の関係者と連携して、支援の対象となる人が釈放後から福祉サービスを受けられるよう取り組んでいる（図表4-2-2）。

図表4-2-2 地域生活定着促進事業の概要



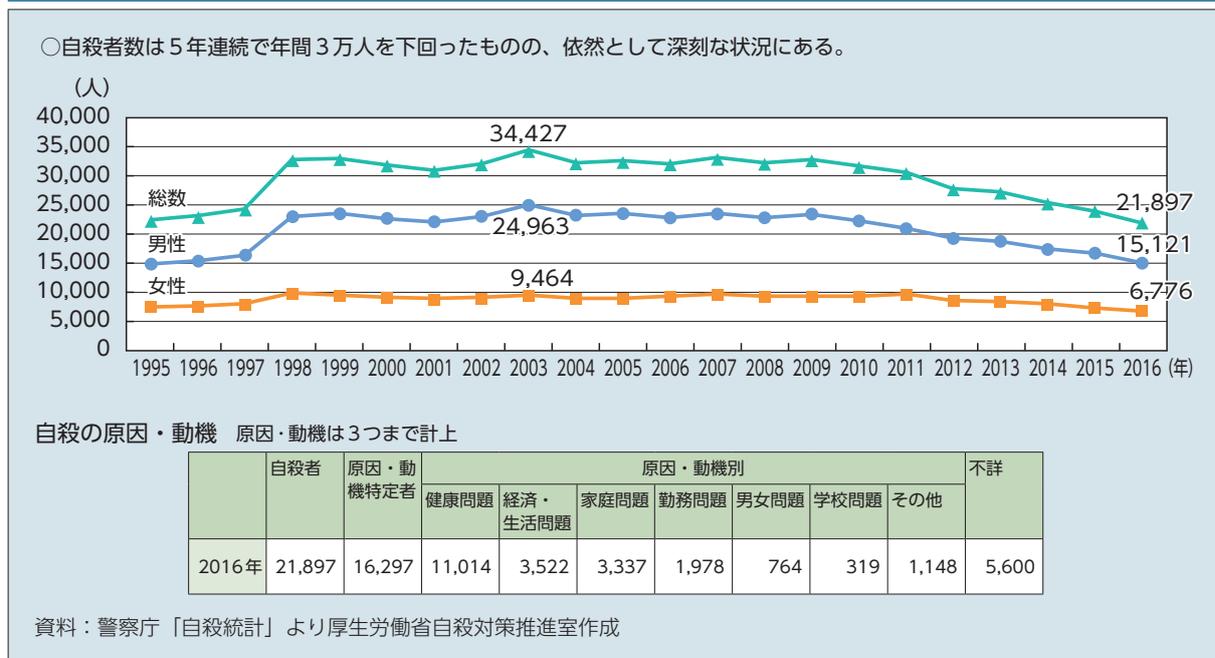
第3節 自殺対策の推進

我が国の自殺者数は、1998（平成10）年以降、14年連続で年間3万人を超える水準で推移してきた。自殺者数は、警察庁の自殺統計原票を集計した結果（以下「自殺統計」という。）によると、2016（平成28）年においては、2015（平成27）年を下回る21,897人で、前年に比べ2,128人（8.9%）減少となっている。

また、自殺者数の推移としては、5年連続で3万人を下回り、年間自殺者数は7年連続の減少となっている。（図表4-3-1）

自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きている。2016年中の原因・動機特定者は1万6,297人であり、そのうち原因・動機が「健康問題」にあるものが1万1,014人で最も多く、次いで「経済・生活問題」（3,522人）、「家庭問題」（3,337人）、「勤務問題」（1,978人）の順となっている。

図表4-3-1 自殺者数の年次推移



こうした中、2006（平成18）年に成立した自殺対策基本法を受けて、2007（平成19）年6月、政府が推進すべき自殺対策の指針として、「自殺総合対策大綱」（以下「大綱」という。）が策定され、2012（平成24）年8月に改定された。大綱においては、国、地方公共団体、関係団体、民間団体等が緊密な連携を図りつつ、国を挙げて自殺対策に取り組むこととされ、2016年までに、自殺死亡率を2005（平成17）年と比べて20%以上減少させることを目標としている。

2016年3月には自殺対策基本法の一部が改正された。また、2016年から見直しに向けた検討に着手することとなり、9月27日、自殺総合対策会議において、2017（平成29）年夏頃を目途に、新たな自殺総合対策大綱の案を作成すること、及び新大綱の案の作成に資するよう、厚生労働省において、現大綱に基づく諸施策の進捗状況を把握し、有識者が

ら意見を幅広く聴取することが決定された。そこで、厚生労働大臣決定により「新たな自殺総合対策大綱の在り方に関する検討会」を開催することとなった。同検討会は、2016年12月に第1回会議が開催され、6回にわたって会議を開催した。関係団体からのヒアリングも含め、新大綱の在り方について、今後の我が国の自殺対策の方向性も念頭に置きつつ集中的に検討を行い、2017年5月15日に報告書を取りまとめた。

なお、政府における自殺対策の推進に関する業務については、「内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律」に基づき、内閣府が所管する自殺対策業務が2016年4月に厚生労働省に移管されている。

厚生労働省では、地域の実情に応じたきめ細やかな取組みを推進するため、「地域自殺対策強化交付金」により各地方公共団体における自殺対策事業を支援しているほか、都道府県・政令指定都市に対し、地域における自殺の実態把握、地域の自殺対策ネットワークの強化等の機能を担う「地域自殺対策推進センター」の設置を支援している。

なお、自殺総合対策推進センター^{*3}は、2016年4月より学際的な観点から関係者が連携して自殺対策のPDCAサイクルに取り組むためのエビデンスの提供や、民間団体を含めた地域の自殺対策の支援を強化する観点から、自殺対策に関する調査研究、情報収集・発信、自治体職員及び医療従事者に対する研修、自治体等の取組みへの支援等を行っている。

第4節 戦没者の遺骨収集、戦傷病者・戦没者遺族等への援護など

厚生労働省では、戦後、一般邦人の海外からの引揚げを支援するとともに、軍人の復員、未帰還者の調査、戦傷病者や戦没者遺族等の援護を行ってきた。

現在はこうした援護のほか、先の大戦による戦没者の追悼、各戦域での戦没者遺骨収集事業や戦没者遺族による慰霊巡拝を実施しており、また、先の大戦による混乱の中で中国や樺太で残留を余儀なくされた中国残留邦人等への支援などを行っている。

1 国主催の戦没者追悼式、次世代への継承

(1) 戦没者追悼式の開催

国は毎年、先の大戦での戦没者を追悼するため、全国戦没者追悼式と千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式を開催している。

国が主催する全国戦没者追悼式は、先の大戦で多くの尊い犠牲があったことに思いを馳せ、戦没者を追悼するとともにその尊い犠牲を永く後世に伝え、恒久平和への誓いを新たにしようとするものである。毎年8月15日に、天皇皇后両陛下の御臨席を仰ぎ、日本武道館で実施している。なお、先の大戦の記憶を風化させることなく次世代へ継承していくという観点から、青少年（18歳未満）の遺族にも献花していただくなど、式典に参加していただいている。

厚生労働省主催の千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式では、毎年新たに収容した戦没者の遺骨のうち遺族に引き渡すことのできないものについて、毎年度春に、皇族の御臨席の下、国の

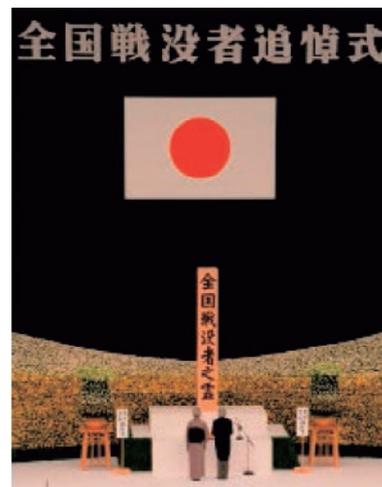
*3 「自殺総合対策推進センター」ホームページ <http://jssc.ncnp.go.jp>

施設である千鳥ヶ淵戦没者墓苑に納骨し、拝礼している。

(2) 昭和館・しょうけい館

戦中・戦後の生活上の労苦を伝える「昭和館」、戦傷病者とその家族の労苦を伝える「しょうけい館」では、兵士、戦後強制抑留者及び海外からの引揚げの労苦を伝える「平和祈念展示資料館（総務省委託）」と連携し、小・中学生などを対象とした「夏休み3館めぐりスタンプラリー」を実施するとともに、愛知県において地方展を開催した。

また、昭和館、しょうけい館においては、戦中・戦後の労苦体験を後世へ着実に継承するため、2016（平成28）年度より、戦後世代の語り部の育成を開始した。



全国戦没者追悼式
（天皇皇后両陛下の御臨席を仰いで実施）

2 戦没者の遺骨収集事業、慰霊巡拝等の推進

(1) 遺骨収集事業

先の大戦での戦没者は約310万人に上る。本土以外では約240万人が戦没したが、収容された遺骨は約127万柱である。未収容の遺骨約113万柱のうち、約30万柱が海没のため、また、約23万柱が相手国の事情により収容が困難となっており、約60万柱が収容可能な遺骨と考えられる。

厚生労働省では、1952（昭和27）年度以降、相手国政府の理解が得られた地域などから順次遺骨収容を行い、これまでに約34万柱を収容している。2016（平成28）年度は、874柱の遺骨を収容した。

戦没者の遺骨収集については、戦後70年を経て御遺族や戦友が高齢化し、当時の状況を知る方々が少なくなり、遺骨に関する情報が減少してきている。こうした中、2016年3月に「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」（平成28年法律第12号）が成立し、遺骨収集が国の責務と位置づけられたほか、2024年度までの期間を遺骨収集の推進に関する施策の集中実施期間とすることや、関係行政機関の間で連携協力を図ること、戦没者の遺骨に関する情報収集や遺骨収集を行う者として一般社団法人又は一般財団法人を厚生労働大臣が指定できることなどについて定められた。また、集中実施期間における施策を総合的かつ計画的に行うため、同法に基づき、各国の国立公文書館等の文書等の収集や現地調査といった情報収集に集中的に取り組むことや、地域ごとの取組方針などについて定めた「戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画」（平成28年5月31日閣議決定）が策定された。2016年8月には、同法に基づき、一般財団法人日本戦没者遺骨収集推進協会を指定し、今後は、同協会とともに遺骨収集を推進していくこととしている。

1 硫黄島における遺骨収集事業の実施等

硫黄島では、戦没者約2万2,000人のうち未だ約1万2,000柱の遺骨が未収容であることから、政府一体となって遺骨収容に取り組んでおり、2016年度は、2013（平成25）年12月に「硫黄島に係る遺骨収集帰還推進に関する関係省庁会議」で決定された「硫黄島の滑走路地区等の遺骨収集帰還に関する基本的方針」に基づき、滑走路地区において、

探索済みの壕の再確認を行うとともに、2013年度に防衛省が実施した高性能地中探査レーダで反応のあった箇所のうち、集水区域などの掘削調査を実施した。また、外周道路外側の面的調査などを実施し、17柱の遺骨を収容した。

また、沖縄県においても、沖縄県や民間団体等と協力して遺骨収集を実施しており、2016年度は22柱の遺骨を収容した。

2 旧ソ連・モンゴル地域における遺骨収集事業の実施

約57万5,000人が強制抑留され、劣悪な環境のもと、長期にわたり過酷な強制労働に従事させられ、約5万5,000人（うちモンゴル約2,000人）が死亡した旧ソ連・モンゴル地域については「戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法」（平成22年法律第45号）に基づき閣議決定された「強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針」を踏まえ、関係省庁と連携し、民間団体等の協力も得つつ、抑留中死亡者の特定や遺骨収容を進めており、2017（平成29）年3月末までに39,761名（うちモンゴル1,429名）の死亡者を特定し、19,869柱の遺骨を収容した。2015（平成27）年4月には、ロシア連邦政府等から提供された抑留者に関する資料の全てについて、資料の概要と主な記載事項などを公表した。さらに、同月以降、提供資料のうち、死亡者に関する資料については、名簿形式となっているものについて、北朝鮮や樺太などシベリア・モンゴル地域以外の地域も含めて、身元が特定した者から、カナ氏名、死亡年月日などを公表し、厚生労働省ホームページにも掲載している。

3 海外資料調査、南方地域における遺骨収集

近年、残存する遺骨の情報が減少しているため、2006（平成18）年度から、情報が少ないビスマーク・ソロモン諸島、パプアニューギニアなどの海外南方地域を中心に、現地の事情に精通した民間団体に協力を求め、幅広く情報を収集しているほか、2009（平成21）年度から、米国や豪州の公文書館などに保管されている当時の戦闘記録等資料の調査を行うなど、遺骨収集に必要な情報の収集を積極的に進めている。

これらにより収集された情報をもとに、2016年度は、海外南方地域においては535柱の遺骨を収容し、日本へ送還したところである。このうち、ソロモン諸島からの遺骨の送還に当たっては、2016年12月に、防衛省の協力を得て、ガダルカナル島において収容した150柱の遺骨について、海上自衛隊艦船による日本への送還を実施しており、引き続き、関係省庁の協力を得ながら、遺骨収集を推進していくこととしている。



横須賀港海上自衛隊横須賀基地での遺骨引渡式
(海上自衛隊艦船による遺骨送還の協力を受け実施)

4 DNA鑑定の実施

収容した戦没者の遺骨については、遺留品等から身元が判明した場合には遺族に伝達しており、2003（平成15）年度からは、遺留品や埋葬記録等から戦没者を推定できる場合

などであって遺族が希望するときはDNA鑑定を実施し、2017年3月末までに、DNA鑑定により1,084柱の身元が判明した。戦没者のDNA鑑定については、これまでは歯を検体として実施してきたが、2017年度から、従来の歯に加え、DNA情報を比較的多く含むとされる大腿骨等の四肢骨をDNA鑑定の対象とすることとした。

2016年度には、個性のある遺骨からDNAデータが抽出された場合には遺骨のDNA情報のデータベース化を行うとともに、遺留品等がなくても部隊記録等から戦没者がある程度特定される場合に、遺族へDNAの提供を呼びかけることとし、沖縄県の一部地域の遺骨について実施した。

(2) 慰霊巡拝等

戦没者の遺族の要望に応え、主要戦域や戦没者が眠る海域での慰霊巡拝や、戦没者の遺児と主要戦域などの人々が相互理解のため交流する慰霊友好親善事業を実施している。

また、戦没者の慰霊と平和への思いを込めて、1970（昭和45）年度以降、主要戦域に戦没者慰霊碑を建立（硫黄島と海外14か所）したほか、旧ソ連地域には個別に小規模慰霊碑を建立（14か所）している。

3 戦傷病者、戦没者遺族等への援護

厚生労働省では、先の大戦において、国と雇用関係又はこれに類似する特別の関係にあった軍人軍属等のうち公務傷病等により障害の状態となった者や、死亡した軍人軍属等の遺族に対して、国家補償の精神に基づき援護を行っている。具体的には、1952（昭和27）年に制定された戦傷病者戦没者遺族等援護法や、1963（昭和38）年に制定された戦傷病者特別援護法に基づき、本人に対しては障害年金の支給、療養の給付などを、遺族に対しては遺族年金や葬祭費の支給などを行っている^{*4}ほか、都道府県ごとに設置される戦傷病者相談員や戦没者遺族相談員による相談・指導を実施している。

また、戦没者等の妻や父母、戦傷病者の妻などに対して、国として精神的痛苦を慰藉するために、各種特別給付金を支給しているほか、戦後何十周年といった特別な機会をとらえ、国として弔慰の意を表するため、戦没者等の遺族に対して特別弔慰金を支給している。

4 中国残留邦人等への支援

1945（昭和20）年8月9日のソ連軍による対日参戦当時、中国の東北地方（旧満州地区）や樺太に居住していた日本人の多くは、混乱の中で現地に残留を余儀なくされ、あるいは肉親と離別し孤児となって現地の養父母に育てられたりした。厚生労働省では、こうした中国残留邦人等の帰国支援や帰国後の自立支援を行っている。

(1) 中国残留孤児の肉親調査

厚生労働省では、1975（昭和50）年より、中国残留孤児の肉親調査を行っており、2000（平成12）年から、日中両国政府が孤児申立者、証言者から聞き取りを行い、報道機関の協力により肉親を探す情報公開調査を行っている。これまで2,818名の孤児のう

^{*4} 軍人については、原則として恩給法（1923（大正12）年、総務省所管）が適用されるため、障害年金や遺族年金等の支給対象は、主に恩給法に該当しない軍人、軍属及び準軍属並びにその遺族となっている。

ち、1,284名の身元が判明した。

(2) 中国残留邦人等の帰国支援、自立支援

中国残留邦人等の永住帰国にあたっては、旅費や自立支度金を支給し、親族訪問や墓参等の一時帰国を希望する者には、往復の旅費や滞在費を支給している。

永住帰国後は、中国残留邦人等や同行家族が円滑に社会生活を営むことができるよう、「首都圏中国帰国者支援・交流センター」において、定着促進のための日本語教育、生活指導などを6か月間実施している*5。地域定着後は「中国帰国者支援・交流センター（全国7か所）」で日本語学習支援などを行っている。

また、中国残留邦人等は、日本への帰国が遅れ、老後の備えが不十分であることや、日本語が不自由といった特別な事情を抱えていることに鑑み、2008（平成20）年4月から、老後生活の安定に資するよう満額の老齢基礎年金等を支給するとともに、世帯収入が一定基準を満たさない場合には支援給付を支給するほか、2014（平成26）年10月からは、死亡した中国残留邦人等と労苦を共にしてきた永住帰国前からの配偶者に対して配偶者支援金を支給している。

さらに、中国残留邦人等やその家族が地域社会でいきいきと暮らせるよう、地方自治体を中心となって、日本語教室、自立支援通訳の派遣、地域交流などの事業や中国残留邦人等の二世に対して、就労支援事業を行っている。

このほか、2016（平成28）年度より、首都圏中国帰国者支援・交流センターにおいて、次世代へ中国残留邦人等の体験と労苦を継承するため、戦後世代の語り部育成事業を開始した。



中国帰国者支援・交流センターでの日本語教室の風景

*5 国内唯一の宿泊研修施設であった「中国帰国者定着促進センター」は、建物の老朽化や帰国者の減少などを踏まえ、2015年度をもって閉所したが、2016年度からはその機能を「首都圏中国帰国者支援・交流センター」に統合し、同様の支援を継続している。